事　務　連　絡
令和３年７月２０日

公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会　様
三重県土地家屋調査士会　様

三重県県土整備部公共用地課長

「県土整備部所管公共用地にかかる土地境界確定事務マニュアル」の改訂の正誤について

このことについて、標記のマニュアル改訂については令和３年７月１日付け事務連絡でお知らせしたところですが、下記について誤りがありましたので訂正いたします。

記

【訂正箇所１】　　２ページ　「３　土地境界確定の依頼」（２）の③

現行（誤）

依頼地が共有地である場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者の代表者が依頼する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状（署名・押印されたもの）又は共有者の代表者が著名・押印した確約書（様式例第３号）を添付するものとする。

訂正後（正）

依頼地が共有地である場合は、原則として共有者全員とする。ただし、共有者の代表者が依頼する場合は、代表者以外の共有者全員の委任状（記名で可）又は共有者の代表者が記名した確約書（様式例第３号）を添付するものとする。

【訂正箇所２】　様式例第２号、様式例第３号

現行（誤）

氏名（自署）　　実印

訂正後（正）

氏名＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿

事務担当
三重県県土整備部公共用地課
審査調整班
伊藤
電話　059-224-2661